

育児・介護を理由に退職した職員の再採用制度に係る取扱要綱

1 趣旨

この要綱は、育児又は介護を理由にやむを得ず退職する職員（ただし、教育委員会及び警察本部長が任命権者となる職員は除く。）について、職員経験の活用を図る観点から、神奈川県を一旦退職した者を、再び神奈川県職員として採用（以下「再採用」という。）する場合の取扱いについて定めるものとする。

2 退職時の再採用の申出

5年以上の勤務経験（休業、休職等の期間を除く。）を有する職員は、育児又は介護を理由としてやむを得ず退職する場合において、将来、就業が可能となった際に復職することの希望を有する場合、退職時にその旨を申し出るものとする。

3 再採用の選考の申込み

再採用の選考の申込み（以下「選考の申込み」という。）は、次のすべてを満たす場合に行うことができるものとする。

- (1) 退職時に再採用の申し出を行い、受理されていること
- (2) 育児又は介護を理由として退職後、再採用される日までに、10年を経過していないこと
- (3) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当していないこと

4 再採用に係る選考の実施

県は、選考の申込みを受けたときは、再採用に係る選考（以下「再採用選考」という。）を実施する。

5 再採用選考の実施方法

再採用選考は、論文及び面接により行う。

6 再採用選考の合否の決定

再採用の選考の合否は、再採用選考の結果及び退職前5か年（休業、休職等の期間を除く。）における勤務成績に基づき決定するものとする。なお、再採用選考を受験した者に対しては、合否にかかわらず選考結果を通知するものとする。

7 健康審査

再採用に当たっては、神奈川県職員安全衛生管理規程（昭和48年神奈川県訓令第16号）第10条第1項に規定する職員健康審査会で健康審査を行い、「採用可」の判定を受

けることを要する。なお、健康上の理由により、その職に堪えられないと認められたときは再採用されない。

8 再採用の時期

再採用の時期は、原則として毎年4月1日とする。

9 再採用の手続き

(1) 退職時の手続き

ア 退職時の再採用の申出は、再採用を希望する者が退職希望日の2週間前までに、再採用願（別紙様式1）を所属長へ届け出ることにより行う。

イ 再採用願の届出を受けた所属長は内容を確認の上、各局総務室等を経由し人事課に提出するものとする。

(2) 選考の申込み

選考の申込みは、3の要件を満たす者が再採用を希望する年度の前年8月1日から8月31日までに、人事課へ再採用選考申込書（別紙様式2）（以下「選考申込書」という。）を届け出ることにより行う。

選考申込書を受けたときは再採用選考の日時を決定し、本人あて通知する。

10 再採用者の配置

再採用者の配置は、原則として退職時と同一職種とする。

11 再採用者に適用される給料表及び級

再採用者の職務の級は、原則行政職給料表（1）4級（3級以下で退職の場合には同一級）相当を適用する。

12 再採用者の給料月額

再採用者の給料月額は、「職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則」（昭和45年人事委員会規則第16号）、「神奈川県企業職員の給与に関する規程」（昭和32年企業管理規程第16号）及び「現業職員の給与に関する規則」（昭和32年人事課規則第97号）の規定により、新たに職員となった者の初任給算定に従って決定するものとする。

13 退職の取扱い

再採用を希望し、退職した者は、自己の都合により退職したものとして取り扱う。

14 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降退職を申し出た者から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降、2に規定する退職時の再採用の申出を行った者から適用する。
- 3 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日以降、2に規定する退職時の再採用の申出を行った者から適用する。